

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 旭川国民年金 事案628

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの期間及び56年4月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から55年3月まで  
② 昭和56年4月から57年9月まで

昭和54年12月に会社を退職してすぐにA市B支所で国民年金への加入  
手続をして、国民年金保険料を納付してきた。

国民年金保険料は、半年ごとに2万5,000円ぐらいを継続して納付し  
てきたので、申立期間の保険料が未納となっているのは考えられないこ  
とから、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に会社を退職してすぐに、A市B支所で国民年  
金への加入手続を行い、同支所で半年ごとに2万5,000円ぐらいの国民年  
金保険料を継続して納付していたと主張しており、オンライン記録から、  
当時、申立人が同年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している  
こと、申立人の所持している年金手帳の国民年金の記録欄から、A市にお  
いて、被保険者となった日が同年12月29日であること、及び被保険者の種  
別が任意であることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿では、年金手帳に記載され  
た国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月26日に払い出されていることが  
確認できることから、年金手帳に記載された任意加入被保険者としての資  
格の取得年月日は、申立人が国民年金への任意加入手続を行った時期の記  
載ではなく、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金被保険者資  
格の取得年月日が記載されたと考えられ、当該記載のみでは、申立期間①  
当時に任意加入被保険者であったとは考え難い。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、当該期間の国民年金保険料は全て過年度保険料となるところ、申立人が保険料を納付していたとするA市B支所では現年度保険料のみ収納することができ、過年度保険料は収納することができない上、国民年金の任意加入被保険者が保険料の納付を開始することができる時期は、任意加入への手続を行った月からであることから、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人の年金手帳には、国民年金の任意加入被保険者資格の喪失年月日の記載は無く、申立人は当該期間において任意加入被保険者であったことが確認できるものの、任意加入被保険者が保険料を滞納した場合には、社会保険事務所（当時）が督促を行い、指定期限内に納付しないときは、資格喪失させることとなっている上、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の処理経過欄には、昭和58年1月31日に申立人の任意加入被保険者資格の喪失処理が行われたことを示す記載が確認できることから、申立人が当該期間の保険料を未納にしていたため、任意加入被保険者資格を喪失したと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は半年ごとに2万5,000円ぐらいを納付していたと主張するが、申立期間当時の納付期限は3か月ごとである上、保険料額も異なり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案629

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年4月にA職業訓練校に入校したが、訓練生は個人的に年金の手続をする必要は無く、自動的に国民年金保険料の納付は免除されて、在校期間については年金の加入期間に加算されるとの説明を受けた。

入校後、訓練生の年金手帳が集められ、校長がB市へ出張するときまとめて国民年金の免除手続をしてくれるということであった。

最近になって送られてきたねんきん定期便を見ると、申立期間における年金の加入記録が無く、国民年金保険料の免除期間になっていないので、保険料納付を免除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月にA職業訓練校に入校し、自動的に国民年金保険料の納付は免除され、校長がB市へ出張するときまとめて訓練生の免除手続をしてくれたと主張しているところ、同校の事務を引き継いだC県D部E局F課は、申立期間当時の職業訓練校における訓練生の年金事務について、「複数の職業訓練校経験者に確認したが、年金に関しては、職業訓練校が手続を代行していたということは聞いたことがないと証言しており、また、A職業訓練校の廃止に伴い、関係書類はG高等技術専門学院に引き継がれているが、申立人の主張を裏付ける記載は見当たらない。」と回答している。

また、国民年金保険料の免除申請は住民登録している市町村で行うこととなっているところ、住民票から、申立人は、昭和50年3月17日からH市の住民となっていることが確認できる上、申立期間当時における保険料の

免除基準（昭和49年1月28日付け庁保発第2号）には、職業訓練校における訓練生であることをもって、自動的に保険料の免除となる旨の規定は確認できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料納付を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案952

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から30年5月まで

株式会社A事業所B支店には、前の職場が無くなった後の昭和28年3月から、友人の紹介で就職し、C工事の仕事をした。現場責任者、事務担当やD担当の同僚の名前を覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとして記憶している同僚5人のうち4人には、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に株式会社A事業所B支店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は申立期間当時、同事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、前述の同僚5人のうち、二人は既に死亡、別の二人は住所不明であり、残りの一人も申立人が記憶しているのは名字のみで、前述の被保険者名簿には同姓の者はおらず、オンライン記録では特定できず照会できないことから、申立人の実際の勤務期間や雇用形態について確認できない。

また、ほかに生存の確認できる同僚6人に照会し、3人から回答があったものの、いずれも申立人のことを覚えておらず、このうち、当時、経理を担当していたとする者は、「申立人を知らない。C工事の仕事をしていたとのことから、恐らく下請けで働いていた方だと思うので、会社では厚生年金保険料は引いていないと思う。」と回答している。

さらに、株式会社A事業所B支店は、昭和37年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、本社も53年9月14日に商業登記簿は閉鎖しており、申立期間当時の代表者は既に死亡している上、B支店における申立期

間当時の事業主代理人も住所不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

加えて、申立期間当時において、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 953

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月25日から33年 5 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A株式会社B支店において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶が無い。  
申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定（昭和 34 年 9 月）当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和 36 年 4 月 1 日に国民年金に加入するまで、公的年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされおらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、当該記号番号が統合処理されたのは平成 9 年 2 月 12 日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。